

飯山市奨学生就職応援金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金の貸与を受けた者が市内に居住しながら就労した場合に、その定住を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる奨学金等)

第2条 この要綱による補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) 地方自治体の奨学金
- (3) その他市長が認める奨学金

(補助金の経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 奨学金の貸与を受け、返還を延滞していない者であること。
- (4) 申請日から起算して5年間市内に居住すると誓約できる者であること。

(交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市奨学生就職応援金事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 奨学金の全体の返還計画を確認することができる書類の写し
- (2) 返還すべき奨学金の返還金額を証する書類の写し
- (3) 就労証明書（様式第2号）
- (4) 同意兼誓約書（様式第1号の2）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出は、毎年度10月1日から3月31日までとする。

3 第1項に規定する申請の回数は、1年度につき1回とし、5回を限度とする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があつたときは、審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金を交付するものとする。

2 規則第12条第1項に規定する実績報告書及び規則第14条の3に規定する請求書は、前条第1項に規定する申請書の提出をもって、提出があつたものとみなす。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、平成28年10月１日以後に返還の始まる奨学金に係る補助金から適用する。

附 則（令和３年９月30日告示第75号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和６年９月26日告示第80号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和６年10月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の飯山市奨学生就職応援金事業補助金交付要綱（次項において「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に飯山市の職員（市職員定数条例（昭和29年飯山市条例第４号）第１条に規定する職員及び同条例第４条に規定する企業職員をいう。）である者に係る改正前の飯山市奨学生就職応援金事業補助金交付要綱第３条及び別表の規定の適用については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（別表）（第３条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助額
正規雇用（雇用期間の定めのない労働契約に基づく雇用をいう。）されている者	申請の日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の10月１日から申請年度の９月30日までの間に本人が実際に返還した奨学金額	補助対象経費の２分の１に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）以内とし、10万円を限度とする。
市内において起業し、事業を行っている者		
飯山市から認定新規就農者又は特定農業者の認定を受けている者		